

# 亜鉛含有量、ほう素、ふっ素及びアンモニア等に係る排水基準値 (基準値の単位：mg/L)

項目	地域区分	業種その他の区分	水質汚濁防止法		上乘せ条例		生活環境保全条例	
			特定事業場が対象				届出事業場が対象	
			一律基準	暫定基準	上乘せ基準	暫定基準	一律基準	暫定基準
亜鉛含有量	全公共用水域	金属鋳業	2	5	5	設定なし	5	設定なし
		無機顔料製造業						
		無機化学工業製品製造業（ソーダ工業、無機顔料製造業、圧縮ガス・液化ガス製造業及び塩製造業を除く。以下同じ。）						
		表面処理鋼材製造業						
		非鉄金属第一次製錬・精製業						
		非鉄金属第二次製錬・精製業						
		建設用・建築用金属製品製造業（表面処理を行うものに限る。）						
		溶融めっき業						
		電気めっき業						
		下水道業（金属鋳業、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第一次製錬・精製業、非鉄金属第二次製錬・精製業、建設用・建築用金属製品製造業（表面処理を行うものに限る。）、溶融めっき業又は電気めっき業に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。備考第2項において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）						

項目	排出先	業種その他の区分	水質汚濁防止法		上乗せ条例			生活環境保全条例			
			特定事業場が対象						届出事業場が対象		
			一律基準	暫定基準 (H19.6.30まで) 国見直し (H22.6.30まで)		上乗せ基準	暫定基準 (H20.3.31まで)		一律基準	暫定基準 (H20.3.31まで)	
既設*	新設*	根拠		既設*	新設*		根拠				
上水道水源地域	ほうろう鉄器製造業		50								【規則附則第2項】(附則別表第一)
	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものに限る。)		50								
	うわ薬製造業(うわ薬かわらの製造に供するものを製造するものに限る。)		150								
	粘土かわら製造業(うわ薬かわらを製造するものに限る。)		150								
	貴金属製造・再生業		50								
	金属鋳業	10	150								
	電気めっき業		50		10						
	ほう酸製造業		100 80		10						
	旅館業(温泉を利用するものに限る。)		500				10	500			
	下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用するものに限る。)に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定の条件に該当するものに限る。)		50		1				1		
海	旅館業(温泉を利用するものに限る。)		500			500				500	【規則附則第3項】(附則別表第二)
	ほうろう鉄器製造業					50				50	
	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものに限る。)					50				50	
	うわ薬製造業(うわ薬かわらの製造に供するものを製造するものに限る。)					150				150	
	粘土かわら製造業(うわ薬かわらを製造するものに限る。)					150				150	
	貴金属製造・再生業	230			10	50				50	
	金属鋳業					150				150	
	電気めっき業					50				50	
	下水道業(旅館業(温泉を利用するものに限る。)に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定の条件に該当するものに限る。)					50					
	ほう酸製造業					100				100	
上記(上水道水源地域・海域)以外	ほうろう鉄器製造業		50							50	【規則附則第3項】(附則別表第二)
	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものに限る。)		50							50	
	うわ薬製造業(うわ薬かわらの製造に供するものを製造するものに限る。)		150							150	
	粘土かわら製造業(うわ薬かわらを製造するものに限る。)		150							150	
	貴金属製造・再生業		50							50	
	金属鋳業	10	150							150	
	電気めっき業		50							50	
	ほう酸製造業		100 80							100	
	旅館業(温泉を利用するものに限る。)		500							500	
	下水道業(旅館業(温泉を利用するものに限る。)に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定の条件に該当するものに限る。)		50								

項目	排出先	業種その他の区分	水質汚濁防止法		上乗せ条例			生活環境保全条例		
			特定事業場が対象		届出事業場が対象					
			一律基準	暫定基準 (H19.6.30まで) 国見直し (H22.6.30まで)	上乗せ基準	暫定基準 (H20.3.31まで)		一律基準	暫定基準 (H20.3.31まで)	
			既設*	新設*	根拠		既設*	新設*	根拠	
ふっ素及びその化合物	上水道水源地域	貴金属製造・再生業（一日当たりの平均的な排水の量が50m <sup>3</sup> 未満のものに限る。）	8	12	廃止	0.8	【条例附則第2項】（附則別表第一）	0.8	【規則附則第2項】（附則別表第一）	
		貴金属製造・再生業（一日当たりの平均的な排水の量が50m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）		15	廃止					
		非鉄金属製錬・精製業（貴金属製造・再生業を除く。）		13	11					
		プラスチック金属複合板製造業		13	廃止					
		化学肥料製造業		15	10					
		ふっ化水素酸製造業		15	廃止					
		ほうろう鉄器製造業（一日当たりの平均的な排水の量が50m <sup>3</sup> 未満であるものに限る。）		25						
		ほうろう鉄器製造業（一日当たりの平均的な排水の量が50m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）		15						
		うわ薬製造業（一日当たりの平均的な排水の量が50m <sup>3</sup> 未満であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するものに限る。）		25						
		うわ薬製造業（一日当たりの平均的な排水の量が50m <sup>3</sup> 以上であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するものに限る。）		15						
		電気めっき業（一日当たりの平均的な排水の量が30m <sup>3</sup> 未満のものに限る。）		50	8					
		電気めっき業（一日当たりの平均的な排水の量が30m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満であるものに限る。）		15						
		電気めっき業（一日当たりの平均的な排水の量が50m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）								
		旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用し、一日当たりの平均的な排水の量が30m <sup>3</sup> 未満であるものに限る。）		50						【条例附則第4項】（附則別表第二）
	旅館業（改正政令の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用し、一日当たりの平均的な排水の量が30m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満であるものに限る。）			15		15				
	旅館業（改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用する旅館業に属するものに限る。）					50				
	旅館業（改正政令の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用し、一日当たりの平均的な排水の量が50m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）	15				15				
	海域	ほうろう鉄器製造業（一日当たりの平均的な排水の量が30m <sup>3</sup> 未満であるものに限る。）	15	25		【条例附則第4項】（附則別表第二）	15	25	【規則附則第3項】（附則別表第二）	
		ほうろう鉄器製造業（一日当たりの平均的な排水の量が30m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満であるものに限る。）			15					
		うわ薬製造業（一日当たりの平均的な排水の量が30m <sup>3</sup> 未満であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するものに限る。）		25						25
うわ薬製造業（一日当たりの平均的な排水の量が30m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するものに限る。）				15						
うわ薬製造業（一日当たりの平均的な排水の量が30m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満のものであり、ほうろううわ薬を製造するものを除く。）				15						
電気めっき業（一日当たりの平均的な排水の量が30m <sup>3</sup> 未満であるものに限る。）		50						50		
電気めっき業（一日当たりの平均的な排水の量が30m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満であるものに限る。）				15						
旅館業（改正政令の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用し、一日当たりの平均的な排水の量が30m <sup>3</sup> 未満であるものに限る。）								50		
旅館業（改正政令の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用し、一日当たりの平均的な排水の量が30m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満であるものに限る。）		50			15					
旅館業（改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用する旅館業に属するものに限る。）				50						

項目	排出先	業種その他の区分	水質汚濁防止法		上乗せ条例			生活環境保全条例			
			特定事業場が対象		届出事業場が対象						
			一律基準	暫定基準 (H19.6.30まで) 国見直し (H22.6.30まで)	上乗せ基準	暫定基準 (H20.3.31まで)		一律基準	暫定基準 (H20.3.31まで)		
既設*	新設*	根拠				既設*	新設*		根拠		
ふっ素及びその化合物	上記(上水道水源地域・海域)以外	貴金属製造・再生業(一日当たりの平均的な排水の量が50m <sup>3</sup> 未満のものに限る。)	8	12	廃止	【条例附則第4項(附別表第二)】	/	/	8	12	【規則附則第3項(附別表第二)】
		貴金属製造・再生業(一日当たりの平均的な排水の量が50m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)		15	廃止					15	
		非鉄金属製錬・精製業(貴金属製造・再生業を除く。)		13	11					13	
		ほうろろ鉄器製造業(一日当たりの平均的な排水の量が30m <sup>3</sup> 未満であるものに限る。)		25	25						
		ほうろろ鉄器製造業(一日当たりの平均的な排水の量が30m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満のものに限る。)		15	15						
		ほうろろ鉄器製造業(一日当たりの平均的な排水の量が50m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)		13	廃止					13	
		プラスチック金属複合板製造業		50	50						
		電気めっき業(一日当たりの平均的な排水の量が30m <sup>3</sup> 未満であるものに限る。)		15	15						
		電気めっき業(一日当たりの平均的な排水の量が30m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満のものに限る。)		15	10					15	
		電気めっき業(一日当たりの平均的な排水の量が50m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)		15	廃止					15	
		化学肥料製造業		25	25						
		ふっ化水素酸製造業		15	15						
		うわ薬製造業(一日当たりの平均的な排水の量が30m <sup>3</sup> 未満であり、かつ、ほうろろうわ薬を製造するものに限る。)		15	15						
		うわ薬製造業(一日当たりの平均的な排水の量が30m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満であり、かつ、ほうろろうわ薬を製造するものに限る。)		15	15						
		うわ薬製造業(一日当たりの平均的な排水の量が50m <sup>3</sup> 以上であり、かつ、ほうろろうわ薬を製造するものに限る。)		15	15						
		うわ薬製造業(一日当たりの平均的な排水の量が30m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満のものであり、ほうろろうわ薬を製造するものを除く。)		50	50						
		旅館業(改正政令の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用し、一日当たりの平均的な排水の量が30m <sup>3</sup> 未満であるものに限る。)		15	15						
		旅館業(改正政令の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用し、一日当たりの平均的な排水の量が30m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満であるものに限る。)		50	50						
旅館業(改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用する旅館業に属するものに限る。)	15	15									
旅館業(改正政令の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用し、一日当たりの平均的な排水の量が50m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)	15	15									

項目	排出先	業種その他の区分	水質汚濁防止法		上乗せ条例			生活環境保全条例		
			特定事業場が対象		届出事業場が対象					
			一律基準	暫定基準 (H19.6.30まで) 国見直し (H22.6.30まで)	上乗せ基準	暫定基準 (H20.3.31まで)		一律基準	暫定基準 (H20.3.31まで)	
既設*	新設*	根拠				既設*	新設*		根拠	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	上水道水源地域以外	化学肥料製造業	100	140 廃止	10**	【条例附則第2項】(附則別表第一)	10**	【規則附則第2項】(附則別表第一)		
		イットリウム酸化物製造業		200 150						
		酸化銀製造業及び触媒製造業		250 廃止						
		電気めっき業		500						
		酸化コバルト製造業		700 400						
		畜産農業		900					900	
		炭酸バリウム製造業		1000 800						
		黄鉛顔料製造業		1300 900						
		すず化合物製造業		2000 1800						
		ジルコニウム化合物製造業		2400 1800						
		モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業		2400 2000						
		硝酸銀製造業		2500 2000						
		貴金属製造・再生業		5000 4000						
		ネオジム化合物製造業		5000 廃止						
		下水道業(特定公共下水道事業に係る下水道終末処理施設(モリブデン化合物製造業、ジルコニウム化合物製造業又は水酸化ニッケル化合物製造業からの汚水等を受け入れるものに限る。))を有するものに限る。)		300 250					25	
		下水道業(特定公共下水道事業に係る下水道終末処理施設(モリブデン化合物製造業、ジルコニウム化合物製造業又は水酸化ニッケル化合物製造業からの汚水等を受け入れるものを除く。))を有するものを除く。)							100	
		食料品製造業							100	
		金属製品製造業							30	
		し尿処分業(化学処理を行うものを除く。)							100	
		し尿処分業(化学処理を行うものに限る。)								
上記(上水道水源地域以外)	化学肥料製造業	100	140 廃止	100	【規則附則第3項】(附則別表第一)	100	140			
	イットリウム酸化物製造業		200 150				200			
	酸化銀製造業及び触媒製造業		250 廃止				250			
	電気めっき業		500				500			
	酸化コバルト製造業		700 400				700			
	畜産農業		900				900			
	炭酸バリウム製造業		1000 800				1000			
	黄鉛顔料製造業		1300 900				1300			
	すず化合物製造業		2000 1800				2000			
	ジルコニウム化合物製造業		2400 1800				2400			
	モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業		2400 2000				2500			
	硝酸銀製造業		2500 2000				5000			
	貴金属製造・再生業		5000 4000				5000			
	ネオジム化合物製造業		5000 廃止				5000			
下水道業(特定公共下水道事業に係る下水道終末処理施設(モリブデン化合物製造業、ジルコニウム化合物製造業又は水酸化ニッケル化合物製造業からの汚水等を受け入れるものに限る。))を有するものに限る。)	300 250									

\* 上乗せ条例・生活環境保全条例の「既設」「新設」:

「既設」とは、平成13年7月1日現在の特定施設(水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設)又は届出施設(条例第49条第2項に規定する届出施設)を平成17年4月1日(食料品製造業、金属製品製造業(電気めっき業を除く)及び下水道業にあっては平成14年4月1日)において設置しているもの(設置の工事をしているものを含む)をいう。「新設」はそれ以外のものをいう。

\*\* 上乗せ条例又は生活環境保全条例に基づくアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る排水基準は、し尿浄化槽を設置する特定(届出)事業場であって、平成13年7月1日現在の特定施設又は届出施設を平成14年4月1日において設置しているもの(設置の工事をしているものを含む)が、し尿浄化槽に係る排水を上水道水源地域に排出する排出口から排出する水については適用しない。